

背 景

平成 16 年 6 月に、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観法が制定されたことに伴い、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、これにより「屋外広告物法」が改正されました。

< 屋外広告物法改正の主な内容 >

(1) 目的の変更、追加（第 1 条）

法の目的のうち「美観風致を維持し」が「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し」に変更され、また、屋外広告業について必要な規制の基準を定めることが追加されました。

(2) 屋外広告物の表示等が禁止される物件の追加（第 3 条第 2 項第 4 号）

条例により広告物の表示等を禁止することができる物件として、景観法の規定により指定される「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」が追加されました。

(3) 景観計画との調整（第 6 条）

景観法の規定による景観計画に、広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項が定められた場合には、広告物に関する条例は、当該景観計画に即して定められることとされました。

(4) 行政代執行の要件の特例（第 7 条第 3 項）

都道府県知事（注 1）が違反広告物の除却等の措置を命じた場合に、その命ぜられた者が履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても履行期限までに完了する見込みがないときは、その措置を自ら行うことができることとなりました。

(5) 簡易除却制度の対象物件の拡大（第 7 条第 4 項）

違反広告物を行政代執行によることなく除却することができる簡易除却制度の対象物件（これまでは、はり紙、はり札、立看板）に、「広告旗（注 2）」が追加されました。

(6) 除却を行った広告物等に係る保管、売却、廃棄等の手続整備（第 8 条）

略式代執行又は簡易除却を行った広告物等（はり紙を除く。）に係る保管、売却、廃棄等の手続の規定が設けられました。

(7) 屋外広告業の登録制度の導入（第 9 条及び第 10 条）

条例により、屋外広告業を営む者の登録制度を設けることができることとなりました。

注 1）札幌市においては、市長が行うものとされています。

注 2）「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいいます。

政策案の概要

屋外広告物法の改正に伴い、札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の改正を行う必要がありますが、法改正によらない部分についても、必要な見直しを検討しています。

< 札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の改正 >

項目	内容	対象条文
禁止区域に関する規定整備	法改正に伴い、「美観地区」を「景観地区」に変更します。	条例第7条第1項第1号
禁止物件の追加	広告物の表示等を禁止する物件として、景観法の規定により指定される「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を追加します。	条例第7条第2項
広告旗の設置が禁止される物件及び区域の拡大	「広告旗」について、電柱等に設置することができないものとするほか、道路を禁止区域とします。	条文新設
除却した違反広告物の保管、売却、廃棄等の手続整備	法改正に伴い、除却した違反広告物の保管、売却、返還等の具体的な方法に関する規定を設けます。	条文新設
資格を有する管理者の設置要件の見直し	資格のある管理者の設置を要しない広告物等の範囲について、条例第3条第1項の規定による許可の期間が1年を超えないものも含めることとします。	条例附則第9項 規則第16条

このほか、法改正に伴い条例改正を検討すべき事項としては、

- (1) 景観計画との調整 (2) 屋外広告業の登録制度の導入 が挙げられますが、(1)については景観計画の策定後に見直すべきものであること、(2)については北海道や他市との調整などを要するものであることから、今後改めて検討することとします。

政 策 案

1 目的の変更、追加（条例第1条ほか）

法改正に伴い、条例の目的のうち「美観風致を維持し」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し」に変更し、屋外広告業について必要な基準を定めることを追加するとともに、これに合わせた規定整備を行います。

2 禁止区域に関する規定整備（条例第7条第1項第1号）

法改正に伴い、「美観地区」を「景観地区」に変更します。

3 禁止物件の追加（条例第7条第2項）

今回の法改正により、景観法の規定により指定される「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」が、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときに広告物等の表示又は設置を禁止することができる物件として追加されました。現在、景観法による指定はまだ行われていませんが、景観法の指定は「良好な景観の形成に重要な建造物又は樹木」を対象とすることとしており、この景観法及び法の趣旨に鑑み、屋外広告物についても、その表示又は設置を禁止すべき物件であると考え、条例第7条第2項にこれらを追加します。

4 広告旗の設置が禁止される物件及び区域の拡大（条文新設）

法改正により、違反広告物を行政代執行によることなく行政が除却することができるいわゆる簡易除却制度の対象に「広告旗」が追加されました。

広告旗は、無許可で道路（歩道を含む。）に設置されていることが多く、市内中心部や商店街の中の道路など数多くの広告旗が設置されているところでは、良好な景観や風致を害するだけでなく、通行人に危険が生じるおそれもあり、また住宅街や緑豊かな地域内の道路においては、良好な景観や風致を害するなど、問題となっています。このことから、札幌市内のすべての道路において、広告旗を設置することを禁止することとします。これにより、道路上の広告旗は条例に明らかに違反することとなり、すべて簡易除却の対象となります。また、電柱等に設置することもできないものとしします。

対象となる 広告物等	広告旗
対象となる 物件・区域	次に掲げる物件及び区域には表示し、又は設置することができない。 (1) 電柱、街路灯柱その他の柱類 (2) 道路上の工作物、物件又は施設 (3) 道路

5 違反広告物に対する措置の拡充（条文新設）

法改正に伴い、除却した違反広告物の保管、売却、返還等の具体的な方法に関する規定を設けます。

広告物等を保管した場合の公示事項

- ・ 広告物等の名称又は種類、数量
- ・ 広告物等の放置されていた場所、広告物等を除却した日時
- ・ 広告物等の保管を始めた日時、保管の場所 など

広告物等を保管した場合の公示の方法

- ・ 一定の期間、市役所の掲示場に告示すること など

広告物等の価額の評価の方法

- ・ 取引の実例価格、使用期間、損耗の程度などを勘案して行うこと など

保管した広告物等を売却する場合の手続

- ・ 原則として、競争入札により行うこと など

保管した広告物等を売却することができるようになる期間(公示の日からの期間)

- ・ 法が定める最低限の期間を規定

広告物等を返還する場合の手続

- ・ 所有者等であることを確認のうえ、受領書と引換えに行うこと など

6 広告旗に関する規定整備（規則第 6 条、第 15 条及び別表 2 から別表 4 まで）

これまで広告幕などに類するものとして取り扱ってきた広告旗について、規定上明文化します。

許可の期間に関する規定

管理者を要しない広告物等に関する規定

許可不要となる広告物等に関する規定 など

7 資格を有する管理者の設置要件の見直し（条例附則第 9 項、規則第 16 条）

平成 10 年の条例改正により、1 基当たりの表示面積の合計が 10 m²を超える広告物等については、管理者を要しない簡易な広告物等（はり紙、はり札や広告幕など）を除き、一定の資格を有する管理者を設置することが義務付けられました。この制度は、広告物等の適正な管理と安全性の確保を目的として創設されたもので、主に広告物等の種類と大きさに着目しているものです。

一方、条例は、広告物等の種類に応じて許可期間を定めており、簡易な広告物ほど許可期間が短く設定されています。また、広告物等の管理者に対しては、許可期間満了後、さらに継続して表示し、又は設置するときには、その更新の許可申請書に安全点検報告書を添付することを規則で義務付けています。したがって、許可期間が短いものや、許可期間が長いものであっても一定の間隔で更新がなされるもの、すなわち安全点検の頻度が高いものについては、仮にその管理者が資格を有していなくとも、適正な管理を行うことができるものと考えられます。

このことから、規則を改正し、条例第 3 条第 1 項の規定による許可の期間が 1 年を超えない広告物等については、資格のある管理者を設置する必要がないものとします。

なお、このことに伴い、平成 10 年の条例改正の際に設けられた経過措置は、廃止

することとなります。

	現 行	改 正 案
資格ある 管理者を 要する広 告物等	<p>1 基当たりの表示面積の合計が 10 m²を超えるもの</p> <p>(平成10年の条例改正の際の経過措置)</p> <p>次のいずれにも該当するものは、改正後の条例の施行日以後10年間に限り、資格ある管理者を要しないものとする。</p> <p>改正前の条例による許可を受けていた広告物等</p> <p>その許可期間の満了後さらに継続して表示・設置する場合</p> <p>継続の許可期間が1年を超えないもの</p>	<p>(上記の例外)</p> <p>条例第3条第1項の規定による許可の期間が1年を超えない広告物等は、資格ある管理者を要しないものとする。</p>

(参 考) 管理者の資格 (条例第 14 条第 2 項、規則第 17 条)

(1) 屋外広告士

(2) 本市の屋外広告物講習会の課程を修了し、かつ次のいずれかに該当する者

1 級建築士又は 2 級建築士

ネオン工事に係る特種電気工事資格者

第 1 種、第 2 種又は第 3 種の電気主任技術者免状の取得者

(3) 職業能力開発促進法に基づく技能検定のうち、広告美術仕上げの 1 級に合格した者

8 その他

・文化財保護法の一部改正等に伴う規定整備

・信書便差出箱に係る規定整備

・車体全面利用広告の許可申請手数料の規定新設

を行います。

重要な論点及びそれに対する実施機関の考え方

1 広告旗の設置禁止区域の拡大を行う必要はあるのか。

一般的に広告旗は道路（歩道を含む。）に設置されることが多く、これらの広告旗は条例に基づく許可を得ていないばかりか、市内中心部や商店街の中の道路など数多くの広告旗が設置されているところでは、良好な景観や風致を害するだけでなく、通行人に危険が生じるおそれもあり、また住宅街や緑豊かな地域内の道路においては、良好な景観や風致を害するなど、問題となっています。一方、簡易除却の対象となる要件は「条例に明らかに違反して表示され、又は設置されていること」と定められているため、この問題を解消するためには、道路を禁止区域とすることが有効と考えられます。

つまり、条例の禁止区域を札幌市内のすべての道路とすることにより、道路上に設置された広告旗で管理されずに放置されているものは簡易除却の対象となるため、このことをもって、法改正の実効性を確保したいと考えています。

2 資格のある管理者の設置要件の見直しを行う必要はあるのか。

許可期間が短い広告物等については、安全性や管理上の問題が比較的少ないと考えられることから、設置要件を見直すことによって、より実態に即した対応が可能になると考えます。例えば、許可期間が3年以内と定められている広告物を掲出する場合に、必要な資格を有していない管理者が、1年ごとに許可（更新）申請を行うことによって、資格を取得するまでの間、広告物等を掲出できるようになるというようなことです。ただし、1年ごとに更新の許可申請を行う場合は、手数料の納付や安全点検報告書の提出、許可申請などの手続がその都度必要となります。